

弘前大学附属図書館概要



HIROSAKI UNIVERSITY LIBRARY

1993

目 次

1. 沿革	1
2. 歴代館長	2
3. 業務組織	3
4. 施設・設備	4
5. 図書館業務の電算化	10
6. 蔵書（蔵書冊数・蔵書構成・文庫・大型コレクション等）	12
7. 閲覧統計	17
8. 参考業務統計	18
9. 諸 規 程	19
10. 部局等所在略図（弘前市）	29
11. 建物配置図	30

1. 沿革

昭和24年 5月	国立学校設置法の公布による新制弘前大学（弘前高等学校、青森師範学校、青森青年師範学校、弘前医科大学及び青森医科専門学校を包括）の設置に伴い附属図書館は、文理学部に本館、教育学部・医学部にそれぞれ分館、教育学部野辺地分校に分室を開設。
昭和27年 3月	医学部分館（532㎡）を新築。
昭和30年 7月	農学部増設に伴い、農学部分館を設置。
昭和35年 3月	教育学部野辺地分校閉校に伴い、同分室を教育学部分館に統合。
昭和39年 3月	教育学部新校舎の完成・移転に伴い、同分館を新校舎 2階へ移設。
昭和43年 3月	医学部分館を新建築（1,286㎡）。
昭和45年 4月	本館（3,462㎡）の新築に伴い教育学部分館及び農学部分館を本館に統合。
昭和52年 4月	医療技術短期大学部の併設（昭和50年 4月）に伴い同分室を設置。
昭和58年 4月	事務部課制設置により、本館は 2課 5係となる。
昭和59年 3月	本館書庫を増築（2,190㎡）、延面積 5,652㎡（積層書架を含む総面積 6,064㎡）となる。
昭和60年 4月	医学部分館は 2係となる。
昭和61年 3月	情報処理センター設置に伴い、図書館業務用電子計算機（NEC システム 150/68 LICSU Ver. 2.0）を導入。
昭和62年 3月	学術情報センターと接続。
昭和63年 2月	「弘前大学附属図書館規則」を全部改正し、新たに「弘前大学附属図書館利用規則」及び「弘前大学附属図書館学外者利用要項」を制定。
昭和63年 5月	情報処理センターに「図書館資料データベース」を構築。
昭和63年12月	ブックディテクションシステムを導入。
平成元年 6月	第36回国立大学図書館協議会総会を開催。
平成元年 9月	情報処理センター「図書館資料データベース検索システム」公開。
平成 2年12月	情報処理センター機器更新に伴い、図書館業務用電子計算機に新システム（NEC システム 3100/A80）を導入。
平成 3年 8月	ソフトウェアの機能追加、拡張（LICSU Ver. 2.0→Ver. 4.1）
平成 4年 4月	学術情報センターの ILL システム運用開始に伴い、図書館間相互貸借をオンラインにて業務開始。
平成 6年 2月 （予定）	附属図書館業務用専用電子計算機を導入。

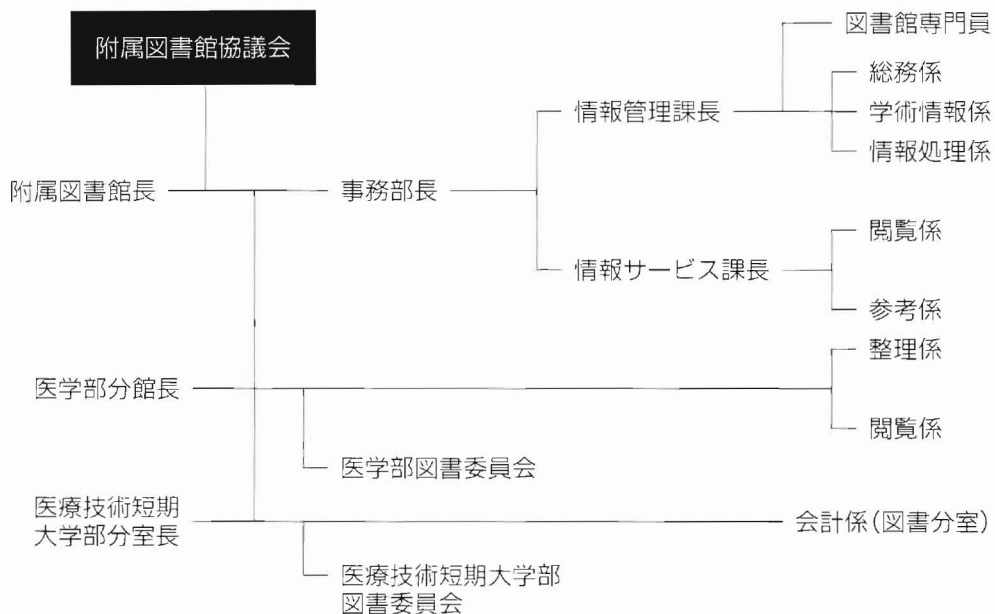
2. 歴代館長

長谷川誠治	(文理学部)	昭和24. 6.31	～	28. 8.15
(事務取扱) 内田 一	(文理学部)	28. 8.16	～	29. 4.30
田村 昇	(文理学部)	29. 5. 1	～	35.12.13
内田 一	(文理学部)	35.12.14	～	41.12.13
島 邦男	(人文学部)	41.12.14	～	42. 3.31
小山内時雄	(教育学部)	42. 4. 1	～	45. 3.31
此島 正年	(教育学部)	45. 4. 1	～	48. 3.31
鈴木 重光	(教養部)	48. 4. 1	～	51. 3.31
相澤 文蔵	(人文学部)	51. 4. 1	～	53. 4. 1
外崎 功一	(理学部)	53. 4. 2	～	56. 4. 1
伊東 洋一	(人文学部)	56. 4. 2	～	59. 4. 1
正木 進三	(農学部)	59. 4. 2	～	62. 4. 1
東 義郎	(人文学部)	62. 4. 2	～平成 2. 4. 1	
児玉 睦夫	(教養部)	2. 4. 2	～	5. 4. 1
松原 邦明	(教育学部)	5. 4. 2	～	



3. 業務組織

3-1 機構図



3-2 職員配置

区 分	定 員 内	非 常 勤	計
本 館			
部 長	1		1
課 長	2		2
図書館専門員	1		1
総 務 係	2	2	4
学 術 情 報 係	(1) 2	1	(1) 3
情 報 処 理 係	2	1	3
閱 覧 係	2	2	4
参 考 係	1	2	3
計	13	8	21
医学部分館			
整 理 係	2	2	4
閱 覧 係	3	2	5
計	5	4	9
医療短大分室	2	2	4
合 計	20	14	34

()の数は併任

4. 施設・設備

4-1 建 物

区 分	本 館	医学部分館	医療短大分室
サービススペース	1,843㎡	353㎡	250㎡
閲覧スペース	1,290㎡	284㎡	250㎡
その他	553㎡	69㎡	0㎡
管理スペース	3,244㎡	653㎡	67㎡
書庫スペース	2,444㎡	515㎡	22㎡
事務スペース	800㎡	138㎡	45㎡
その他	977㎡	280㎡	0㎡
総面積	6,064㎡	1,286㎡	317㎡
総閲覧座席数	446席	88席	58席
棚板延長	22,195㎡	3,365㎡	935㎡
収容可能冊数	616,527冊	93,472冊	25,975冊

4-2 設 備

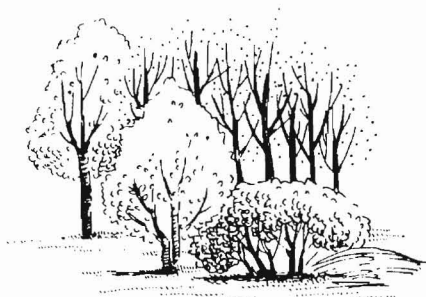
ブックディテクションシステム

キハラ MKⅢ (電波式) フルサーキュレーションシステム

(シングルゲート・入口ロッキングバー・出口ロッキングバー 各一式)

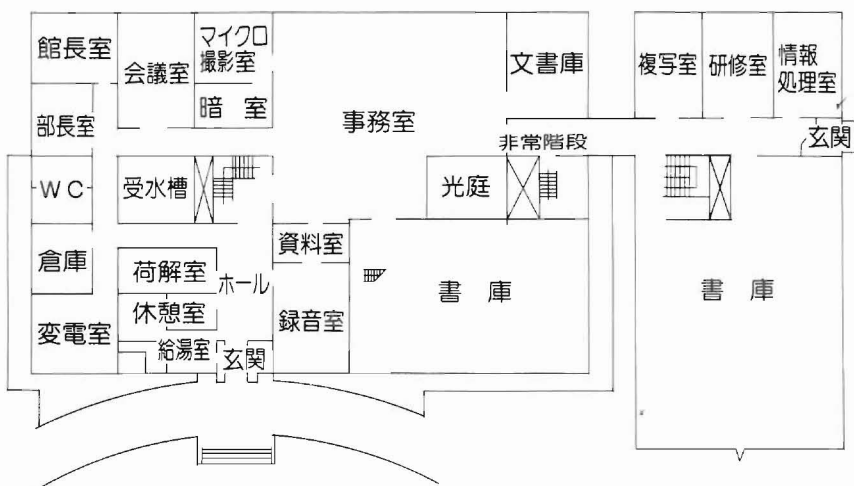
マイクロフィルムリーダープリンター

富士デジタルイメージプリンター FDIP 6000 一式

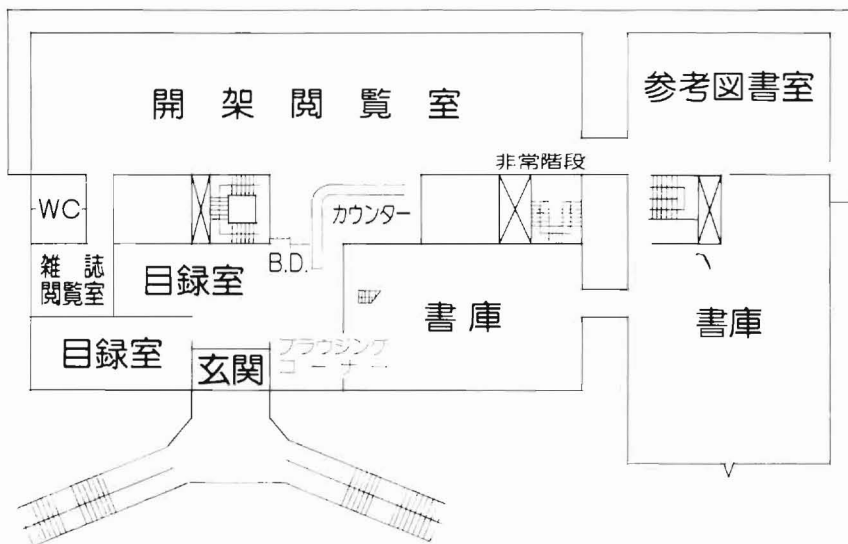


4-3 附属図書館案内図

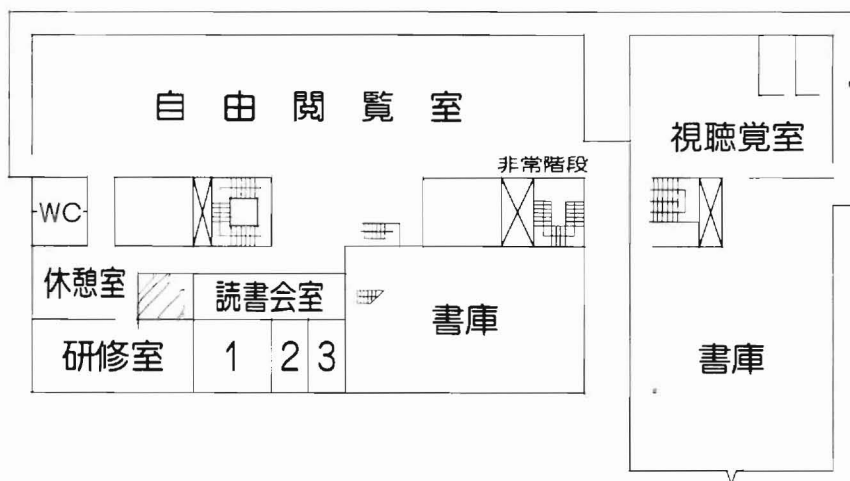
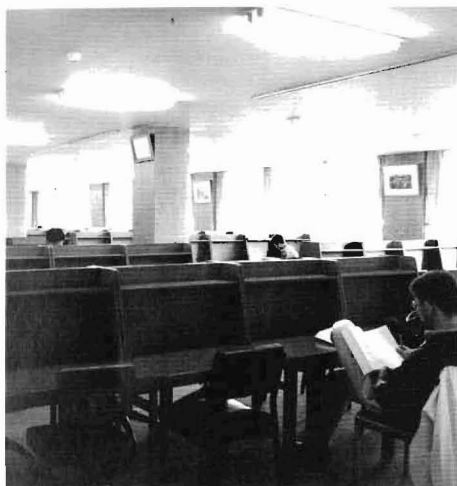
本館1階



本館 2 階

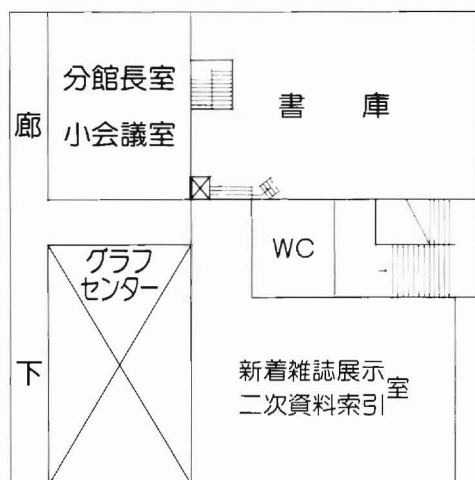


本館 3 階

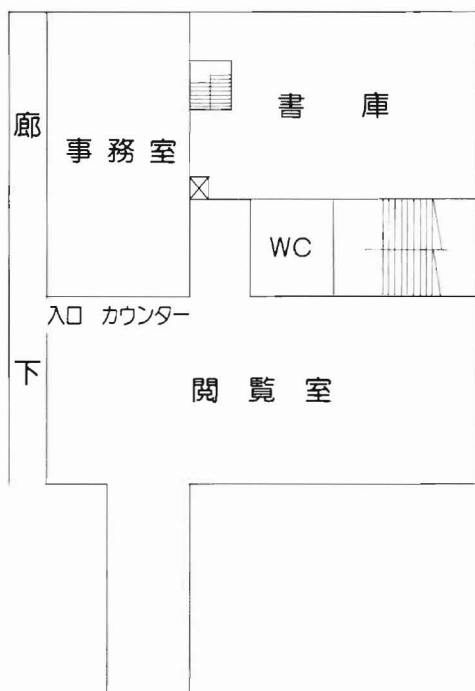


医学部分館

2階



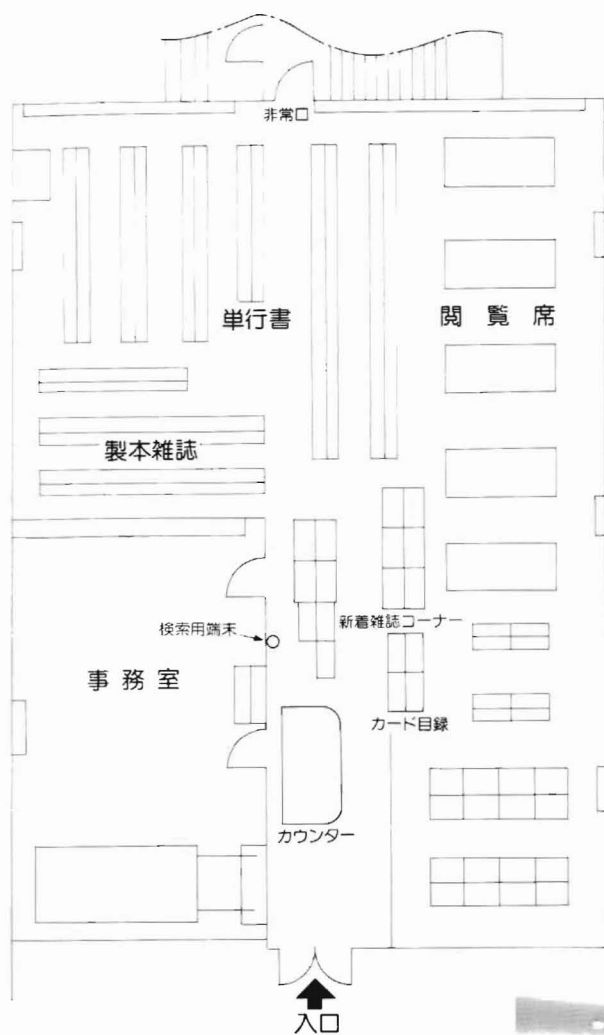
1階



地階



医療技術短期大学部分室



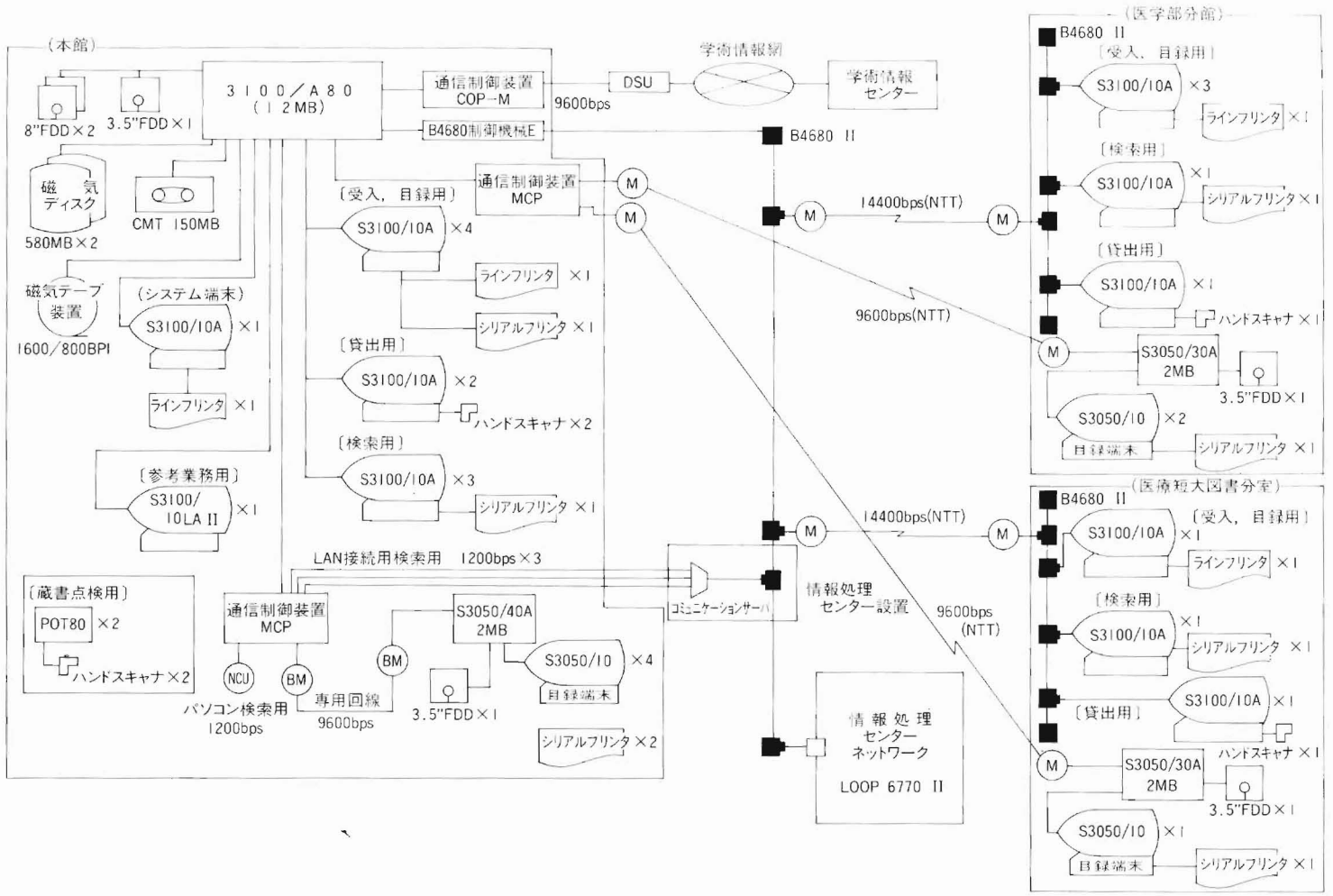
5. 図書館業務の電算化

5-1 現状システムの概要

学術情報センターを書誌・ユーティリティとして使用することによる、全国レベルのオンライン業務を中心とした8つのサブシステムより構成されたトータルシステムである。

- ① 共通管理サブシステム
各サブシステムで共有するデータの保守を中心としたサブシステム。
(各種コードの設定・保守、利用者の登録・保守、暦ファイルの保守、購入請求者及び予算額の保守、システムの稼動記録の集計処理等。)
- ② 図書管理サブシステム
図書館資料の受入業務支援を中心としたサブシステム。(発注処理、納入処理、支払処理等。)
- ③ 書誌管理サブシステム
図書の書誌情報の保守を中心としたサブシステム。
書誌情報については、学術情報センターが保有する各国 MARC をはじめとする標準化されたものと互換性を維持。
- ④ 雑誌管理サブシステム
未製本雑誌の受入業務支援を中心としたサブシステム。
(契約前準備処理、契約処理、受付処理、前金・後金支払処理、前金払精算処理、製本処理等。)
- ⑤ 利用者管理サブシステム
資料の貸出返却や照会・予約等の利用者への閲覧サービスを中心としたサブシステム。
(貸出返却処理データの即時更新。)
- ⑥ 検索管理サブシステム
本学所蔵の図書・雑誌等図書館資料の利用者用及び業務用の検索システム。
- ⑦ 蔵書点検サブシステム
ポータブルターミナルにより、配架された資料の点検業務処理。
- ⑧ 学術情報ネットワークサブシステム
学術情報ネットワークにより、学術情報センターと VTSS 方式で接続するためのサブシステム。

5-2 現状のシステム構成図



6. 蔵 書

6-1 年度別蔵書冊数

(カッコ内は増加冊数)

区 分	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度
本 館					
和 書	383,857 (12,172)	398,501 (14,644)	411,813 (13,312)	424,510 (12,697)	435,722 (11,212)
洋 書	121,343 (5,682)	127,026 (5,683)	131,712 (4,685)	135,499 (3,787)	139,771 (4,272)
小 計	505,200 (17,854)	525,527 (20,327)	543,525 (17,998)	560,009 (16,484)	575,493 (15,484)
医学部分館					
和 書	58,983 (1,617)	60,805 (1,822)	61,997 (1,192)	62,833 (836)	63,955 (1,122)
洋 書	59,939 (2,021)	61,419 (1,480)	63,754 (2,335)	65,361 (1,607)	67,470 (2,109)
小 計	118,922 (3,638)	122,224 (3,302)	125,751 (3,527)	128,194 (2,443)	131,425 (3,231)
医療短大分室					
和 書	25,302 (912)	26,618 (1,316)	27,577 (959)	28,869 (1,292)	29,879 (1,010)
洋 書	2,829 (213)	3,020 (191)	3,176 (156)	3,263 (87)	3,364 (101)
小 計	28,131 (1,125)	29,638 (1,507)	30,753 (1,379)	32,132 (1,379)	33,243 (1,111)
蔵書数総計					
和 書	468,142 (14,701)	485,924 (17,782)	501,387 (15,463)	516,212 (14,877)	529,556 (13,344)
洋 書	184,111 (7,916)	191,465 (7,354)	198,642 (7,177)	204,123 (5,429)	210,605 (6,482)
総 計	652,253 (22,617)	677,389 (25,136)	700,029 (22,640)	720,335 (20,306)	740,161 (19,826)

6-2 蔵書構成

(平成4年3月31日現在)

区 分	本 館		医学部分館		医療短大分室		計
	和 書	洋 書	和 書	洋 書	和 書	洋 書	
総 記	57,288	12,034	736	906	874	132	71,970
哲 学	32,215	12,691	415	107	1,720	232	47,380
歴 史	37,321	4,665	421	43	444	58	42,952
社会科学	117,375	24,178	1,867	56	2,218	66	145,760
自然科学	67,218	39,064	58,344	65,363	21,457	2,508	253,954
技 術	14,980	2,422	463	29	723	24	18,641
産 業	34,143	8,429	355	29	50	5	43,011
芸 術	19,936	2,799	280	19	632	34	23,700
言 語	16,360	10,641	572	878	803	263	29,517
文 学	38,886	22,848	502	40	958	42	63,276
合 計	435,722	139,771	63,955	67,470	29,879	3,364	740,161

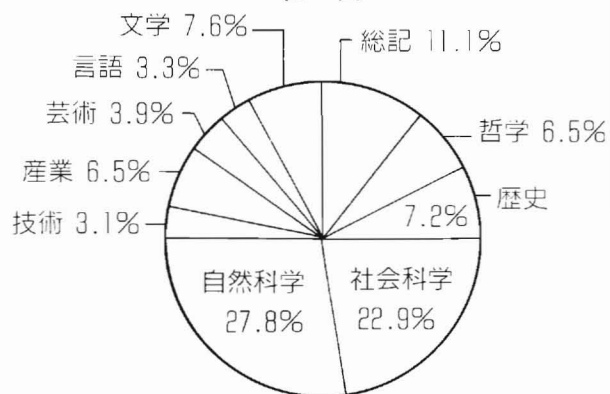
6-3 雑誌種類数

(平成4年3月31日現在)

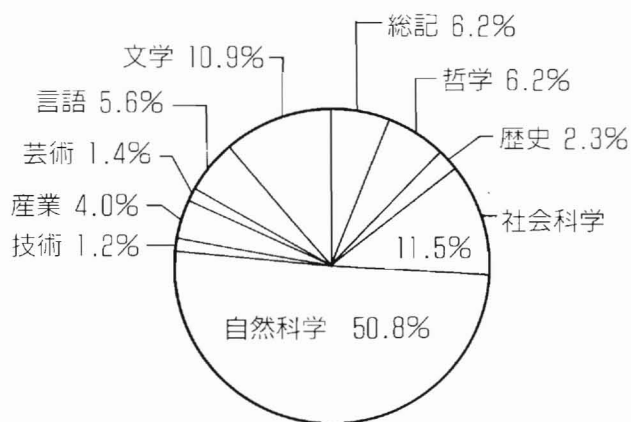
区 分	所蔵雑誌種類数		受入雑誌種類数	
	和雑誌	洋雑誌	和雑誌	洋雑誌
本 館	5,216	3,192	2,909	1,171
医学部分館	1,392	1,436	606	702
医療短大分室	304	92	286	67
計	6,912	4,720	3,861	1,940

6-4 蔵書構成（再掲）

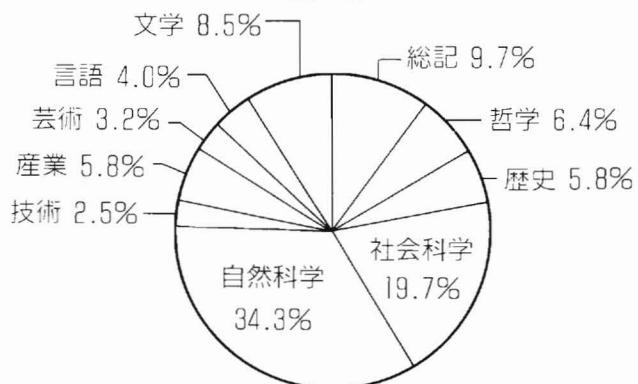
和書



洋書



全体



6-5 文 庫

1. 探珠山房文庫

元慶応義塾大学文学部助手故斎藤吉彦氏の蔵書で、斎藤吉六氏から寄贈されたフランス文学関係の図書542冊からなる。

2. 田名部文庫

元本学事務局長田名部貞宣氏から寄贈された和漢算法書及び暦書で、316冊からなる。

3. 唐牛文庫

元弘前相互銀行社長唐牛敏世氏から寄贈された経済学関係の図書で、和・洋書2,029冊からなる。

4. 弘前八幡宮古文書（禁帯出）

社寺日記196冊からなる。

5. 小野文庫

郷土史研究家故小野慎吉氏の蔵書で、郷土史関係の図書2,469冊からなる。

6. 柳川文庫

元本学学長故柳川昇氏の蔵書で、経済学関係図書4,654冊からなる。

7. 三菱文庫

三菱経済研究所より寄贈または購入された社会科学関係の図書で、和・洋書6,634冊からなる。

8. 中泉文庫

元本学教育学部教授故中泉哲俊氏の蔵書で、ご遺族から寄贈された教育関係図書559冊からなる。

9. 対馬文庫

元東京大学文学部学生故対馬友治氏の蔵書で、ご遺族から学術研究の資料として利用されることを希望して本学に寄贈された国語、国文学関係、外国語、外国文学関係等の図書1,090冊からなる。

10. 葛西文庫

青森市で弁護士をされている葛西幸男氏の蔵書を寄贈されたもので、主に法律関係の図書1,170冊からなる。

その他、本学関係教官からの寄贈による文庫を所蔵している。

6-6 大型コレクション（全国共同利用図書資料）

- 1. Collection of economic classics.** 昭和53年度
（経済学古典コレクション）17点、45冊
主として、18世紀を中心とした西欧経済学、経済史、財政学上の代表的なオリジナルコレクションである。
- 2. Early English Text Society publications.** 昭和54年度
（初期英語文献協会出版物）全335冊
英国中世を中心とした古い文献を収集し、校訂を加え可能な限り正確なテキストを作り編集出版したものである。
- 3. Research materials for studying history, culture, literature, language and other fields of Georgia, Armenia, Caucasus.** 昭和62年度
（グルジア、アルメニア、コーカサス歴史、文化、文学、言語等研究資料）1,104点
グルジアを中心として、アルメニア、コーカサスの文化、歴史に関する資料及びグルジア語、ロシア語で書かれた美術、社会・人文科学等の諸分野に関する書籍、ガイドブック、学術雑誌からのオフプリント、抄録、抜刷、パンフレットを1,104点収めたコレクションである。
- 4. 東大寺文書** 平成元年度
東大寺に伝来した前近代文書100巻940通と、未^成完成文書12,000通20,533枚からなり、古代中世寺院組織や荘園のみならず、前近代史研究の様々な分野に関する研究史料として重要な資料である。
- 5. 有価証券報告書総覧** 平成4年度
平成3年度の東京、大阪、名古屋各証券取引所の1部上場会社の決算書。企業会計に関する実態を研究する上で、必要不可欠な資料である。
この他に本学では、昭和46年から54年までの資料をマイクロフィルムの形で所蔵している。

7. 閲覧統計

7-1 年度別入館者数

区 分	開館日数	入 館 者		夜間開館利用者		
		総 数	一日平均	開館日数	利 用 者	一日平均
	日	人	人	日	人	人
本 館						
平成元年度	286	209,043	733	200	40,149	202
平成2年度	284	223,090	786	200	46,586	233
平成3年度	287	238,325	830	202	51,234	254
医学部分館						
平成元年度	290	—	—	207	2,419	11
平成2年度	287	15,251	53	203	2,306	11
平成3年度	290	12,452	43	195	2,095	11
医療短大分室						
平成元年度	284	37,234	131	64	974	15
平成2年度	274	39,592	144	75	1,180	16
平成3年度	287	41,424	144	71	1,508	21

7-2 貸 出

区 分	館外貸出者数	館外貸出冊数
	人	冊
本 館		
平成元年度	25,587	39,425
平成2年度	26,058	39,795
平成3年度	27,978	43,538
医学部分館		
平成元年度	6,996	14,017
平成2年度	7,285	14,930
平成3年度	6,986	15,132
医療短大分室		
平成元年度	10,377	16,134
平成2年度	9,659	15,165
平成3年度	9,467	15,173

8. 参考業務統計

8-1 文献複写

区 分	受 付		依 頼
	学 内	学 外	学 内
本 館			
平成元年度	1,924	941	2,139
平成2年度	2,449	1,148	2,131
平成3年度	3,762	1,380	2,675
医学部分館			
平成元年度	330	2,333	662
平成2年度	1,518	4,935	1,186
平成3年度	1,632	4,718	1,039

8-2 相互貸借

区 分	図書の出	図書の借受
本 館		
平成元年度	41	102
平成2年度	45	157
平成3年度	61	274
医学部分館		
平成元年度	2	2
平成2年度	2	2
平成3年度	1	12

8-3 参考業務

区 分	文献調査	事項調査	利用指導	その他*
本 館				
平成元年度	4,065	499	251	166
平成2年度	4,718	450	221	478
平成3年度	6,644	602	300	425
医学部分館				
平成元年度	612	160	51	0
平成2年度	817	112	38	0
平成3年度	1,039	63	23	0
医療短大分室				
平成元年度	118	13	7	0
平成2年度	119	22	12	0
平成3年度	145	31	23	0

* 視聴覚機器の利用

9. 諸 規 程

9-1 ○弘前大学附属図書館規則

(昭和63年2月9日)
規則第6号)

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前大学学則第9条の規定に基づき、弘前大学附属図書館(以下「附属図書館」という。)の目的、組織その他必要な事項について定める。

(目的)

第2条 附属図書館は、教育、研究及び学習活動に資するため、図書、雑誌その他の資料を収集、管理し、弘前大学(医療技術短期大学部を含む。)の職員及び学生の利用に供するとともに、地域社会の図書館活動に協力し、学術情報の利用に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 附属図書館に医学部分館(以下「分館」という。)及び医療技術短期大学部分室(以下「分室」という。)を置く。

(館長)

第4条 附属図書館に館長を置く。

2 館長は、館務を統括する。

3 館長の選考は、弘前大学附属図書館長選考規則の定めるところによる。

(分館長及び分室長)

第5条 分館に分館長を置き、分館長は分館の業務を掌理する。

2 分室に分室長を置き、分室長は分室の業務を掌理する。

3 分館長及び分室長の選考は、別に定めるところによる。

(附属図書館協議会)

第6条 附属図書館の管理及び運営に関する重要事項を審議するため、弘前大学附属図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(図書選定委員会)

第7条 附属図書館に、学生用図書の選定に関する事項を審議するため、弘前大学附属図書館図書選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第8条 附属図書館の事務組織については、別に定める。

(附属図書館の利用)

第9条 附属図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、附属図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、協議会の議を経て、館長が定める。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

9-2 ○弘前大学附属図書館協議会規則

(昭和42年12月19日)
規則第45号)

最終改正 平成5.1.12

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前大学附属図書館規則第6条第2項の規定に基づき、弘前大学附属図書館協議会（以下「協議会」という。）に関する事項を定める。

(組織)

第2条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
 - (2) 附属図書館医学部分館長
 - (3) 附属図書館医療技術短期大学部分室長
 - (4) 各学部、教養部及び医療技術短期大学部（以下「短大」という。）の教授又は助教授のうちから、教授会の推薦した者2名、ただし、医学部及び短大においては各1名とする。
- 2 前項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、欠員が生じたときの補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 附属図書館の企画及び運営に関する重要事項
- (2) その他附属図書館に関する重要事項

(会議の開催)

第4条 会議は、次の場合に開催する。

- (1) 附属図書館長が、開催の必要があると認めたととき。
- (2) 委員から開催の申出があったとき。

(議長)

第5条 附属図書館長は、会議を召集し、その議長となる。

2 附属図書館長に事故があるときは、附属図書館長の指名した者が議長となる。

(会議の成立)

第6条 会議は、構成員の過半数の出席により成立する。

(議決)

第7条 会議の議決には、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(構成員以外の出席)

第8条 議長が必要と認める場合には、委員以外の職員を会議に出席させることができる。

(専門委員会)

第9条 協議会に専門的な事項について調査・審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会について必要な事項は別に定める。

(庶務)

第10条 協議会に関する庶務は、附属図書館事務部において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和42年12月19日から施行する。

2 弘前大学図書館協議会規則(昭和24年11月16日制定)は廃止する。

(省略)

附 則

この規則は、平成5年1月12日から施行する。

9-3 ○弘前大学附属図書館利用規則

(昭和63年2月9日)
規則第8号)

最終改正 平成4.5.15

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前大学附属図書館規則第9条の規定に基づき、弘前大学附属図書館(以下「附属図書館」という。)の利用について必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 附属図書館を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 本学の職員

(2) 本学の学生

(3) 本学の名誉教授

(4) その他附属図書館長(以下「館長」という。)が許可した者

(利用証)

第3条 前条第1号から第3号に掲げる者及び同条第4号に掲げる者のうち特に館長が指定した者に、弘前大学附属図書館利用証(以下「利用証」という。)を交付する。

2 利用証を紛失したときは、直ちに館長に届け出なければならない。

3 前項の届出のあった者に対しては、願い出により、利用証の再交付を行うことができる。

4 利用証は、貸与し、又は譲渡してはならない。

5 有効期限の過ぎた利用証は、直ちに返還しなければならない。

(図書館資料)

第4条 この規則において、図書館資料(以下「図書等」という。)とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 図書

- (2) 逐次刊行物
- (3) 記録及び古文書
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他の資料

(開館時間)

第5条 開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 午前9時から午後5時まで
- (2) 土曜日 午前9時から午後4時30分まで
- 2 前項に定めるほか、弘前大学学則に定める休業日を除き、次のとおり時間外開館を行う。
平日 午後5時から午後8時まで
- 3 前2項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、臨時に開館時間を変更することがある。

(休館日)

第6条 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 弘前大学学則第23条に定める休業期間中の土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 12月28日から翌年の1月4日まで
- (5) 開学記念日
- 2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、臨時に休館することがある。

(自由閲覧)

第7条 開架閲覧室及び参考閲覧室（以下「開架閲覧室等」という。）に備付けの図書等は、自由に閲覧できる。ただし、当該室外で利用するときは、所定の手続を経なければならない。

(書庫内図書等の閲覧)

第8条 書庫内図書等の閲覧を希望するときは、備付けの図書請求用紙に所定の事項を記入の上、利用証を添え、係員に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による1回の請求冊数は、原則として3冊以内とする。

(図書等の返却)

第9条 館内で利用する図書等は、当日の閉館時刻までに返却しなければならない。

(館外貸出)

第10条 館外貸出を希望する者は、当該図書等に利用証を添え、係員に提出しなければならない。

(貸出禁止図書等)

第11条 次の各号に掲げる図書等は、館外貸出を行わない。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書
- (3) 新着雑誌
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他館長が指定した図書等

(貸出の種類)

第12条 館外貸出は、次の各号に掲げる種類により行う。

- (1) 一般貸出
- (2) 特別貸出
- (3) 研究室貸出

(一般貸出の冊数及び期間)

第13条 一般貸出の対象となる図書等の冊数及び期間は、次の各号のとおりとする。

- | | | |
|----------------------|-------|-------|
| (1) 本学の教官、名誉教授 | 20冊以内 | 30日以内 |
| (2) 本学の大学院及び専攻科の学生 | 10冊以内 | 30日以内 |
| (3) 本学の学生（前号の学生を除く。） | 3冊以内 | 7日以内 |
| (4) 本学の教官以外の職員 | 3冊以内 | 7日以内 |
| (5) その他館長が許可した者 | 3冊以内 | 7日以内 |

2 前項の規定にかかわらず、雑誌（新着雑誌以外）の貸出期間は、7日以内とする。

(貸出期間の更新)

第14条 前条の規定にかかわらず、ほかに利用者がいないときは、1回を限度として期間を更新することができる。

(貸出予約)

第15条 貸出希望図書等が貸出中のときは、所定の手続を経て予約することができる。

(転貸の禁止)

第16条 館外貸出を受けた図書等は、転貸してはならない。

(貸出図書等の返却)

第17条 館外貸出を受けた図書等は、当該貸出期間内に返却しなければならない。

2 利用資格を失った者は、貸出を受けた図書等を直ちに返却しなければならない。

3 貸出期間中であっても、必要に応じ返却を求めることがある。

(貸出の停止)

第18条 貸出図書等の返却期限を超過したときは、館外貸出を停止する。

2 貸出停止期間は、当該図書等が返却された日から起算して、その延滞した日数が経過する日までとする。

(特別貸出)

第19条 第13条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、本学の学生に対しては、特別貸出を行い、その区分、貸出冊数及び期間は次の各号のとおりとし、貸出期間の更新は行わない。

- | | | |
|---------------|-------|-------|
| (1) 夏季・冬季休業貸出 | 3冊以内 | 休業期間中 |
| (2) 教育実習貸出 | 3冊以内 | 実習期間中 |
| (3) 卒業論文作成貸出 | 10冊以内 | 30日以内 |

(研究室貸出)

第20条 研究室貸出の対象となる図書等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学部等の研究室及び資料室（以下「研究室等」という。）並びに教官が校費等により購入した図書等
- (2) 研究室等又は教官を通じて寄附された図書等

- (3) 附属図書館に収納する図書等のうち研究上特に必要とするもの
- 2 研究室等への貸出期間は、1年以内とする。ただし、必要に応じ、更新することができる。

(入庫検索)

第21条 本学の職員、大学院及び専攻科の学生、名誉教授並びに館長が認めた者は、所定の手続を経た上で入庫し、書庫内の図書等を検索することができる。

第22条 入庫検索のできる時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 午前9時から午後4時30分まで。ただし、時間外開館を行う日は、午前9時から午後7時30分まで
- (2) 土曜日 午前9時から午後4時まで
- 2 前項の規定にかかわらず、館長が認めた場合は、検索時間を変更又は休止することができる。

(複写、撮影)

第23条 利用者は、教育及び研究の用に供することを目的とする場合に限り、所定の手続を経て、図書等の複写又は撮影を依頼することができる。

- 2 図書等の複写又は撮影に係る著作権法上の責任については、これを依頼した者が負わなければならない。

- 3 複写及び撮影の料金その他必要な事項は、別に定める。

(参考調査)

第24条 利用者は、次の各号に掲げる事項について、調査を依頼することができる。

- (1) 文献の所在調査及び利用案内
- (2) 文献の書誌的事項に関する調査
- (3) 文献及び学術情報に関する調査並びに機械検索
- (4) 特定事項に関する調査
- (5) その他図書等及び図書館の利用に関する事項
- 2 前項の調査に要した経費は、依頼者の負担とする。ただし、同項第3号による機械検索については、校費等による利用に限るものとする。

(相互利用)

第25条 本学の職員又は学生が、教育、研究又は学習のために必要とする場合は、附属図書館を通じて他の機関が所蔵する図書等の複写若しくは撮影又は借受け等の利用を依頼することができる。

- 2 前項に係る経費は、依頼者の負担とする。

第26条 他の大学、官公庁等から学内に所蔵する図書等の貸出の申込みがあったときは、支障がない範囲内でこれに応ずるものとする。

- 2 貸出期間その他の貸出条件については、その都度定める。

(施設、設備の利用)

第27条 本学の職員及び学生が読書会室、視聴覚資料室等の施設及び設備を利用する場合の取扱いについては、館長が別に定める。

(紛失、汚損等の届出)

第28条 閲覧又は貸出中の図書等を紛失、汚損又は機器その他の設備をき損したときは、

速やかに館長に届け出なければならない。

2 館長は、紛失、汚損又はき損した者には、弁償を求めることができる。

(利用の制限)

第29条 この規則に違反したときは、附属図書館の利用を制限又は停止することができる。

(その他)

第30条 この規則に定めるもののほか、附属図書館の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

第31条 附属図書館医学部分館及び附属図書館医療技術短期大学部分室の利用については、この規則に準じて、必要な細則を定めることができる。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年5月15日から施行し、改正後の規定は、平成4年5月1日から適用する。

9-4 ○弘前大学附属図書館学外者利用要項

(昭和63年2月9日制定)

(目的)

第1条 この要項は、本学附属図書館を本学の教育、研究及び学習活動等に支障のない範囲内で、学外者の利用に供するため、弘前大学附属図書館利用規則第2条4号に該当するものとして許可する場合に、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者の範囲)

第2条 この要項に規定する学外者の範囲は、次の各号に掲げる者（以下「利用者」という。）とする。

- (1) 国立大学図書館相互利用実施要項に基づく大学図書館共通閲覧証（以下「共通閲覧証」という。）を提示した者
- (2) 地域協定図書館の発行する青森県内共通利用券（以下「共通利用券」という。）を提示した者
- (3) 他の機関に属する者で、当該所属機関長の発行した依頼状を提出した者
- (4) 本学職員の紹介状を提出した者
- (5) 本学の職員であった者
- (6) 本学の卒業生及び修了生
- (7) その他学術に関する学習又は研究調査を目的とする一般市民

(利用資料の範囲)

第3条 利用者が利用できる資料は、開架閲覧室及び参考閲覧室に備付けの図書等とする。

2 書庫内図書等の閲覧を希望するときは、備付けの図書請求用紙に所定事項を記入の上、前条第1号に規定する者は共通閲覧証を、同条第2号に規定する者は共通利用券を、同条第3号から第7号に規定する者は、身分を証明するものを添えて、係員に提出しな

ればならない。

3 前項の規定に係る1回の請求冊数は、原則として3冊以内とする。

(利用サービスの範囲)

第4条 利用者は、前条に規定する資料を館内の指定された場所で閲覧することができる。

2 利用者は、必要に応じて、別に定める弘前大学附属図書館文献複写規則により、文献複写サービスを受けることができる。

(利用サービスの期間及び時間)

第5条 前条第1項に規定する閲覧は、附属図書館開館期間及び時間内に行うものとする。ただし、別に定める期間は除く。

2 前条第2項に規定する文献複写サービスは、別に定める開館期間及び時間については、これを行わない。

(利用手続)

第6条 第2条第5号から第7号の利用者は、原則として、あらかじめ利用を希望する図書館資料の所在を確認の上、当該図書館資料名、利用日及び利用目的を記入した往復葉書により、館長の発行する許可証をうけることとする。

2 前項の利用者は、入館に際し、同項の許可証を提出しなければならない。

3 長期間にわたる継続的利用を希望する者は、所定の申請書を提出し、特別利用許可証の交付を受けるものとする。

(遵守事項)

第7条 利用者は、図書館の利用等について係員の指示に従わなければならない。

(弁償責任)

第8条 図書等を汚損又は紛失した者及び設備又は備品をき損した者は、弁償の責任を負わなければならない。

(利用禁止)

第9条 館長は、この要項に違反した利用者に対しては、利用を禁止することができる。

(その他)

第10条 この要項に定める以外の利用上の事項については、弘前大学附属図書館利用規則を準用する。

附 則

この要項は、昭和63年4月1日から施行する。

9-5 ○弘前大学附属図書館文献複写規則

(昭和43年12月10日)
規則第25号

最終改正 平成24.4.24

(趣旨)

第1条 弘前大学附属図書館(分館を含む。)が受託する文献複写は、学内の部局等の依頼でその経費を移算するものを除き、この規則の定めるところによる。

(受託)

第2条 前条の文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り、受託することができる。

(複写の依頼)

第3条 文献複写を依頼しようとするときは、あらかじめ、別紙様式による申込書を附属図書館長(分館にあつては分館長)に提出し、その承認を得なければならない。

(料金の納入)

第4条 前条の承認を得た者は、文献複写料金を前納しなければならない。ただし、別に定める文献複写料金の徴収猶予の許可を得た場合は、この限りでない。

2 複写担当者は、複写料金の納入を確認した後、複写するものとする。

3 いつたん納付した料金は、いかなる理由があつても還付しない。

(料金)

第5条 文献複写料金は、次のとおりとする。

文 献 複 写 料 金					
種 別	単 位	料 金			
		学 内	学 外		
マイクロフィルム 方 式	基 本 料	1 件	105円	105円	
	ネガフィルム撮影料	1 コマ	15円	20円	
	特 殊 撮 影 料	1コマにつき	10円加算		
	複写用印画紙 による引伸料	A 5	1 枚	50円	60円
		B 5	1 枚	80円	90円
		A 4	1 枚	105円	115円
B 4		1 枚	155円	175円	
マイクロフィッシュ フィルム方式	フィルム撮影料	1シート	390円	440円	
	タイトル撮影料	1 件	25円	25円	
リーダープリンターによる複写	B 4	1 枚	20円	35円	
電 子 複 写 方 式	B 4	1 枚	20円	35円	
送 料 及 び 通 信 費			実 費		

附 則

この規則は、昭和43年12月10日から施行する。

(省略)

附 則

この規則は、平成2年4月24日から施行し、改正後の規定は、平成2年4月1日から適用する。

9-6 ○その他の規程

弘前大学附属図書館長選考規則

(昭和29年12月14日制定)

弘前大学附属図書館医療技術短期大学部分室利用細則

(平成元年2月1日短大細則第1号)

弘前大学附属図書館文献複写料金徴収猶予実施細則

(平成元年10月2日細則第16号)

弘前大学附属図書館図書選定委員会内規

(昭和45年12月23日制定)

弘前大学附属図書館研修室使用内規

(昭和46年9月20日制定)

弘前大学附属図書館教官閲覧室個室使用内規

(昭和46年9月20日制定)

弘前大学附属図書館読書会室使用要項

(昭和60年1月14日制定)

弘前大学附属図書館図書資料の不用決定及び廃棄に関する処理要領

(平成元年11月28日制定)

弘前大学附属図書館学内文献複写要項

(平成3年12月4日制定)

弘前大学附属図書館自己評価委員会要項

(平成4年12月16日制定)

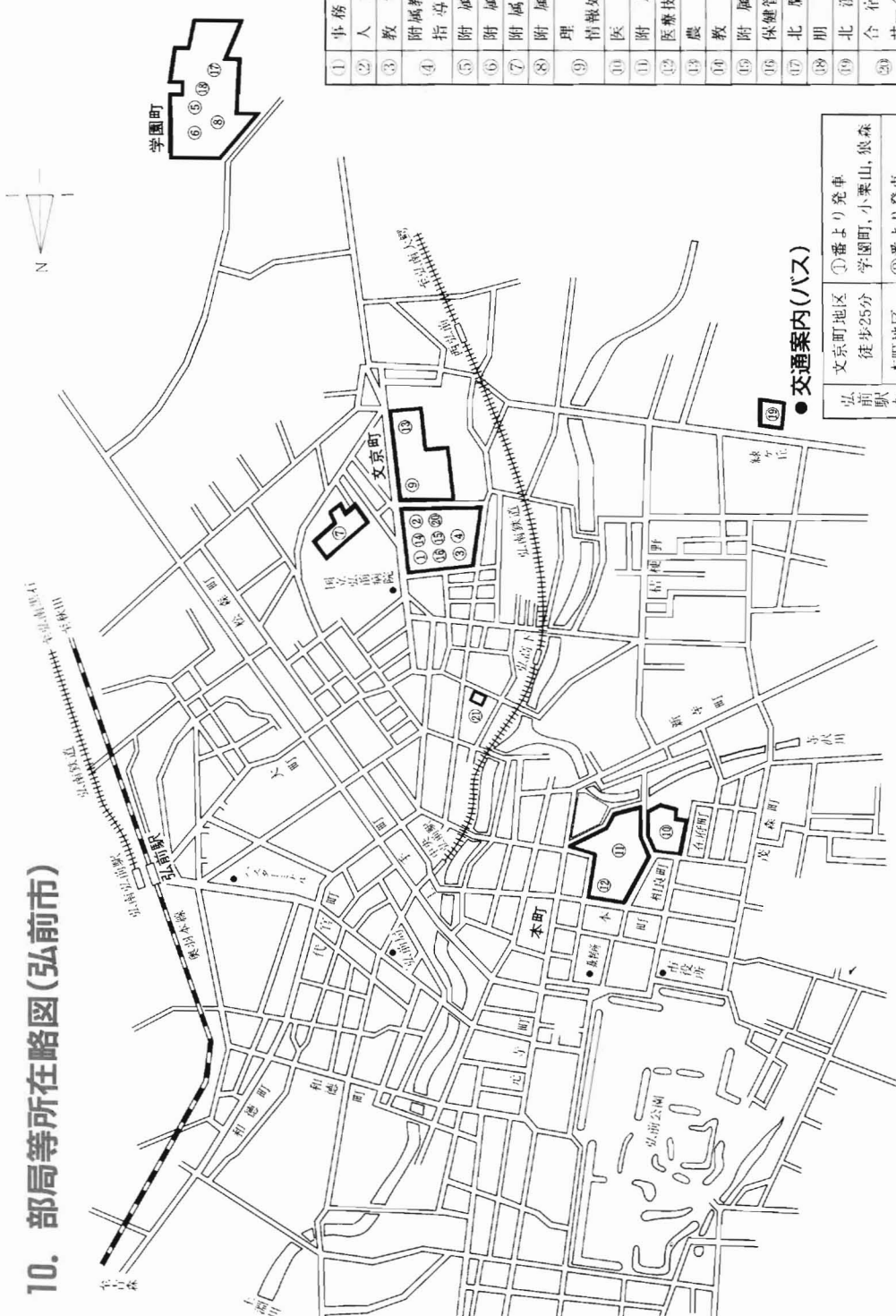
図書館間の相互協力に関する申合せ（青森県立図書館，弘前市立弘前図書館，弘前大学附属図書館）

(昭和59年5月10日)

弘前市内三大学図書館の相互協力に関する申合せ（弘前大学附属図書館，弘前学院大学図書館，東北女子大学附属図書館）

(昭和63年10月20日)

10. 部局等所在略図(弘前市)



● 交通案内(バス)

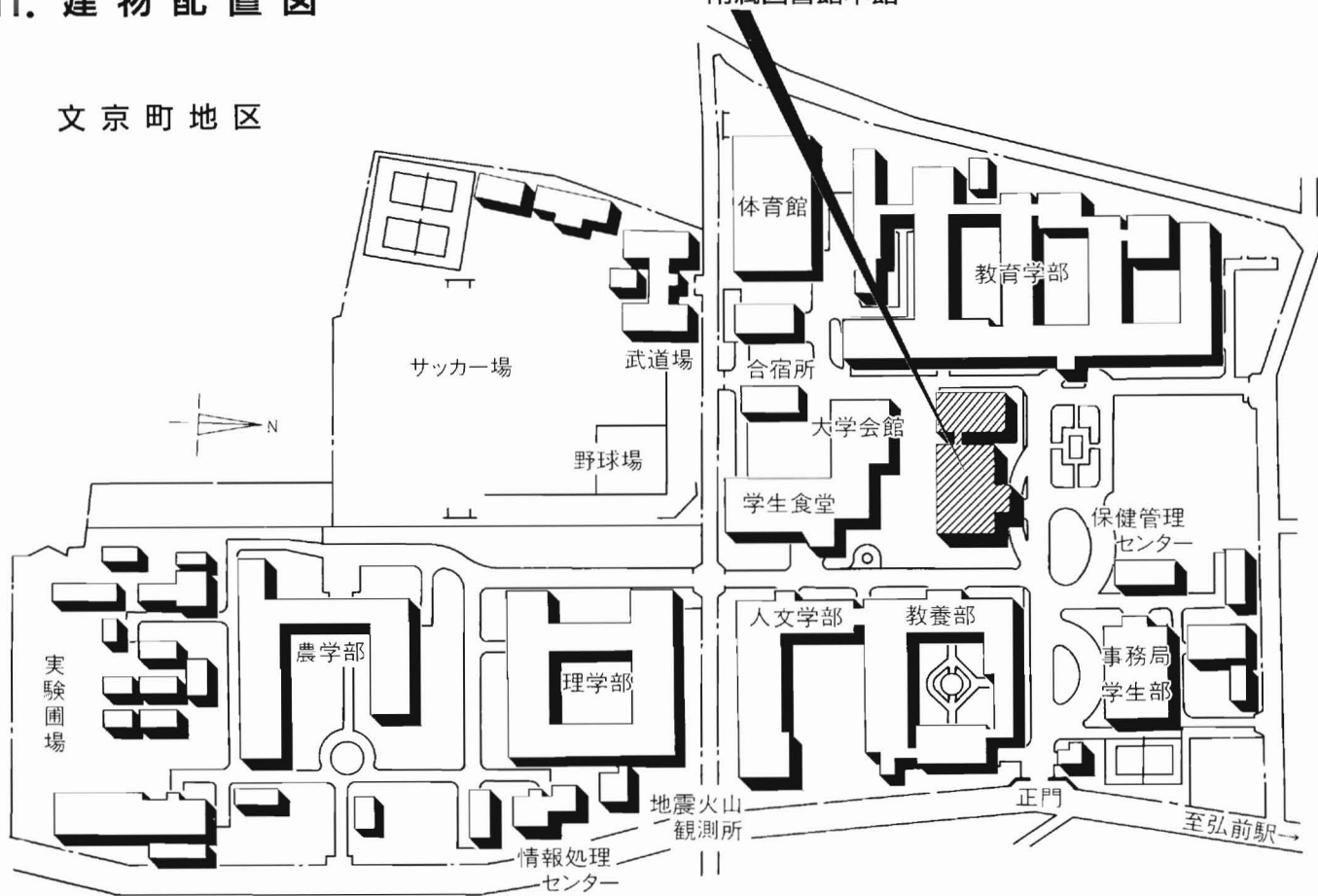
弘前地区 徒歩25分	①番より発車 学園町, 小栗山, 猿森
小町地区 徒歩30分	②番より発車 戎森線

①	事務局・学生部
②	人文学部
③	教育学部
④	附属教育実践研究 指導センター
⑤	附属中学校
⑥	附属養護学校
⑦	附属幼稚園
⑧	理学部
⑨	情報処理センター
⑩	医学部
⑪	附属病院
⑫	医歯薬保健短期大学部
⑬	農学部
⑭	教養部
⑮	附属図書館
⑯	保健管理センター
⑰	北鷹寮(男子)
⑱	明寮(女子)
⑲	北浜寮(男子)
⑳	合宿所及び サークル共用施設
㉑	文京

11. 建物配置図

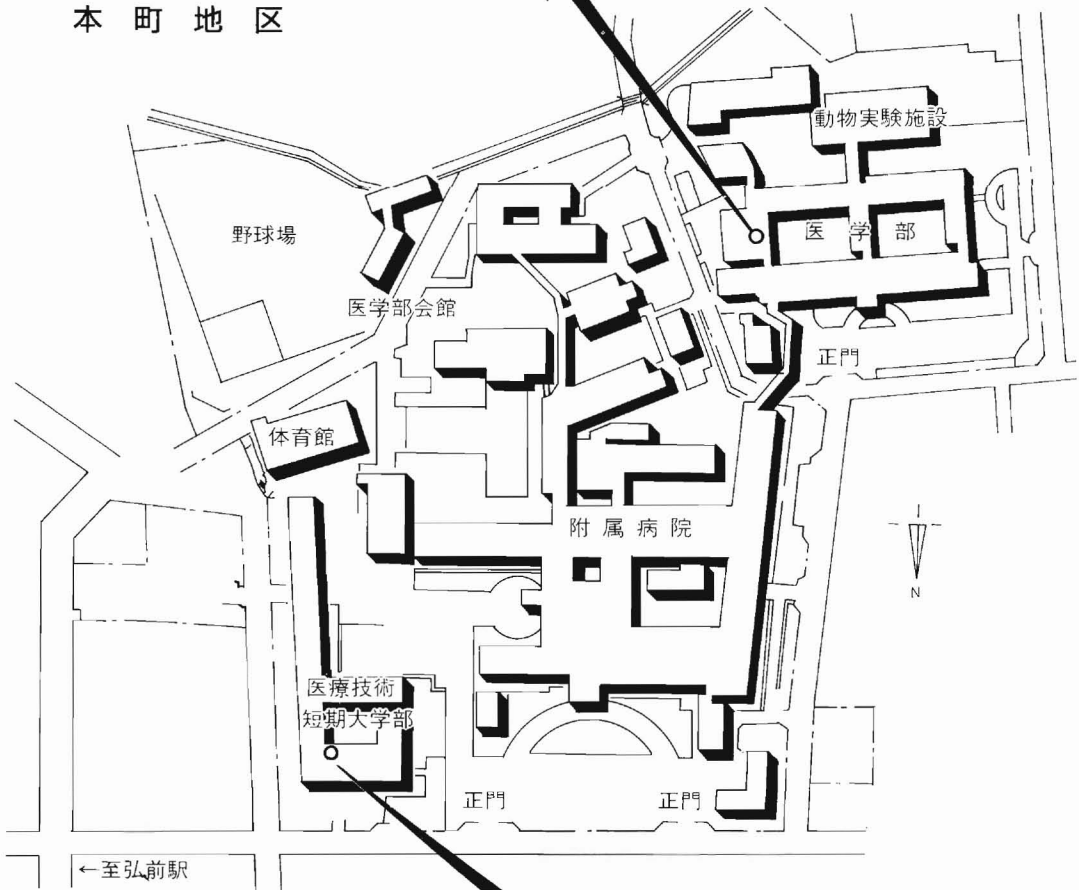
附属図書館本館 〒036 弘前市文京町1 ☎0172(36)2111(代表)

文京町地区



医学部分館 〒036 弘前市在府町5 ☎0172(33)5111(代表)

本町地区



医療短大分室 〒036 弘前市本町53 ☎0172(33)5111(代表)

弘前大学附属図書館概要

平成5年3月発行

編集発行 弘前大学附属図書館
〒036 弘前市文京町1番地
TEL 0172(36)2111(代表)
FAX 0172(34)7034